

令和4年第12回 議会運営委員会

1. 日 時 令和4年9月13日 (火)
2. 場 所 白井市役所本庁舎4階大委員会室
3. 議 題
 - (1) 申し合わせの追加事項 (一般質問の順番変更) について
 - (2) 議事録の発言取り消し内容について
 - (3) 白井市議会の個人情報の保護に関する条例について
 - (4) その他
4. 出席委員 伊藤 仁 委員長・斉藤 智子 副委員長
柴田 圭子 委員・影山 廣輔 委員
秋谷 公臣 委員・平田 新子 委員
和田 健一郎 委員・徳本 光香 委員
岡田 繁 委員
岩田 典之 議長・血脇 敏行 副議長
5. 欠席委員 なし
6. 説明のための出席者
総務課長 高山 博 亘
7. 会議の経過 別紙のとおり
8. 議会事務局 議会事務局長 永井 康 弘
係 長 今井 好 美
主 事 小原 陽 子

会議の経過

開会 午前10時00分

○永井議会事務局長 おはようございます。定刻となりましたので、始めさせていただきます。

まず会議に先立ち、伊藤委員長より御挨拶をお願いいたします。

○伊藤委員長 皆さん、おはようございます。

議会の合間ということですが、個人情報保護法の条例制定に向けて準備していかなければいけないことがあります。個人情報保護法は、来年4月1日から施行ということで、それに合わせて条例制定という段取りを踏んでいきますので、少し忙しくなると思いますが、皆様の御協力を得て進めていきたいと思っております。

今日の議題の3におきましては、個人情報の保護のときには、総務課の高山課長をオブザーバーとして参加してもらって、いきたいと思っております。

あとは、委員会終了後、視察のお話をしたいと思っておりますので、終了後お残りいただきたいと思っております。

以上で挨拶とさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

○永井議会事務局長 ありがとうございます。

では、委員会会議につき、議事等につきましては伊藤委員長をお願いいたします。

○伊藤委員長 ただいまの出席は8名です。委員会条例第16条の規定により、定足数に達しております。

これより、令和4年第12回議会運営委員会を開会いたします。

本日の議題は、お手元に配付の議題のとおりです。

議題1、申し合わせの追加事項（一般質問の順番変更）についてを議題とします。

この件については、8月25日の議会運営委員会で、一般質問の順番の変更に係る申し合わせの変更については、申し合わせ集への記載をとするが、その文面については今後協議することとしておりました。

皆様には、委員から提出された文面及び事務局の文面を記載した資料が配付されております。皆様から意見を募るわけですが、この案に限らず、文面の案がありましたら提案願います。今、2案提示しておりますが、その中で、もう少しここをこうしたほうがいいのかという意見があれば、そういったものも出していただければと思います。

それでは、発言のほう、見比べた御意見を頂きたいと思っております。よろしくお願いたします。

徳本委員。

○徳本委員 この改正案の上のほうの事前に一般質問通告期間前に届出をするというほうの案に賛成です。

○伊藤委員長 ほかに御意見は。

一般質問の通告期間。通告期限前ということは、くじ引きを引く前ということ。

徳本委員。

○徳本委員 私の案ではないのですけれども、一応理由も言っておきます。

この議運のほかの議員さんからですけれども、順番を見た上で、自分の本当の事情じゃないところで日程を変えてしまう人がいるんじゃないかという心配があったので、本当にこの日は駄目ということが分かっているのであれば、これは特別な事情ということで、体調や病院の日程などに関わるということを想定していると思うので、締切り前ということでもいいと思います。自分が一般質問を出す前という意味ですよね。だから、締め切る正午で。

○平田委員 通告の前ということ。

○徳本委員 だから、順番を見てからということじゃなく、この日はもともと駄目ですということを先に言っておくというのが正しいと思います。

○伊藤委員長 この一般質問通告期間前というのは、くじ引きの前という理解でよろしいですか。

○徳本委員 案を出した人に聞かないと分からないですけれども、多分、正午という意味で私は捉えているのですけれども。

○伊藤委員長 この提案をされている柴田委員、この一般質問通告期限前というのは、どこを想定しているか、お願いします。

○柴田委員 2週間前に通告が始まるので、その前ということですが、あらかじめ病気の予定とか分かっているのだから、そういうふうに自分が通告をしたい、一般質問したい、あるいは、病気なのだから今回は控えようという選択肢もある中で、それでも通告してやりたいというのであれば、通告期間前にあらかじめ申し出ておいたらどうですかという意味です。

○伊藤委員長 ちょっと待っていて。

議会運営委員会で一般質問の日程が決まるのが、その日付とのかね合わせで、どうなのでしょう。局長、分かりますか。

局長。

○永井議会事務局長 それでは、正式な日程が固まる日と通告の関係ですが、議会の日程が決まるのは、直前の議会運営委員会で日程を決めるということに。

○伊藤委員長 1週間前ですよね。

○永井議会事務局長 はい。ですので、日程がきちんと決まるのは、一般質問の通告を頂いて締め切って人数が固まった後に、例えば3日にするとか4日にするとかという案を調整してお出しするという形になるので、正式な日程というのは、かなり間際になって決まるという形になります。通告前は、予定の期間は分かれますけれども、正式なところは、まだ確定前というような状況になります。

○伊藤委員長 平田委員。

○平田委員 いつまでというところがちょっと曖昧なので、そこははっきりさせておく必要があるなと思って、それは多分、徳本さんもその点をさっきおっしゃったのだと思うのですね。

私の意見といたしましては、一般質問の通告書を出す期間というのは、ある程度長い期間があります。それで、その後に議運が開かれて。例えば今回でも、この13日という日にちは、一般質問が3日

しかなかったからということで、委員会付託が前倒しになって、今日が本来はお休みだったというふうに、本決まりの日程は議運にならないと日程は分からないわけですがけれども。通告を出すときに添えて、何日だったら自分はできませんのでということをつくつけて出して、締め切ったときにくじ引きを引く。その日に当たっていたら日を変えてもらうという前提に、その条件を付加していれば、くじ引きを引いた後に、「私まだ一般質問まともっていないから、後のほうがいい」とかということにはならないと、多分、徳本さんもおっしゃったんじゃないかなと思うのですけれども。

そういう期限をはっきりするというのと、通告期間に出していれば、それは受け付けられるということで、病院の日程なんて、急病でない限り、予約は結構先の予定まで分かっているはずなのでと思います。いかがでしょうか。

○伊藤委員長 今、議題になっているのが、議長に許可を、届出を出す期日が、いつがいいかというお話ですよ。

ほかに御意見はございますでしょうか。

和田委員。

○和田委員 私としては、下の案ですかね。午後3時までとするという案に賛成いたしたいと思います。

理由としては、もともと届出順であったということで、実質、日程が自分で選べるような範囲だった過去がございます。その中で、あくまでも今回のことは意図的に変えるものではなくて、特段の事情として認められるという例外中の例外である制定でございますので、この部分に関して非常に議論も盛んなところでございますが、そこで問題が起きるような場合等は、現在、私は想定ができなかったもので、もし、そのあれがある場合であれば、発生したような場合であれば、それはまた別の議論にしたほうがいいのかと思っております。

以上です。

○伊藤委員長 ほかに。

徳本委員。

○徳本委員 発生した場合に議論するという話になると、この申し合わせの変更自体、今回、こういう事態は発生しなかったじゃないかという話になっちゃうと思うのです。念のため、こういうふうに申し合わせまで変えようということで、みんなで巻き込んで話合いになったわけですがけれども。恣意的な利用というのを心配する声が上がっているのですから、それがないように、せめて通告のときには、あらかじめここが駄目と言っておけば潔白ですし、何の疑いもないわけですから、締切りは聞いた後だと疑いも生まれるし、やめたほうがいいと思います。

○伊藤委員長 和田委員。

○和田委員 別に皆さんの議論だとか、それを否定しているというわけではなくて、この条文の中で想定できるようなトラブルというのが、私は現状としては、考えにくいんじゃないかというふうに思ったところでございました。

以上です。

○伊藤委員長 平田委員。

○平田委員 二人がおっしゃっていることは別のものだと思うのですね。徳本さんがおっしゃっているのは、自分が通告書の締切り前に、何日は駄目ですという申入れをしておくということを言っていて、和田さんがおっしゃっているのは、12時過ぎて1時にくじ引きをした後に、3時までの時間帯の中で動かせるということで。動かす権利を先に獲得しておいて、それを出していた人は3時まで移動できると、そういうふうに整理したら分かりやすいかなと思います。要するに、折衷案になるのかもしれないのですけれども、3時までということを入れるとすれば、

以上です。

○伊藤委員長 この3時までというのは、3時まで全部終了しているということの時間ですので、ここで分かりづらかった部分は、「一般質問の通告期間前に」というこの文言を「一般質問通告締切り前」にすれば分かりやすい。それじゃ駄目なんでしょうか。

影山委員。

○影山委員 実は、私も似たようなことを考えていました。

要するに、通告期間といっても長さが分かりませんし、最終的にここまでには言っておきなさいよと尻さえ決めておけばいいのじゃないかという発想ですよ。

ですから、一般質問通告、今言った12時かもしれないし、あるいは自分が通告しているとき。通告以前にと。以前ですから、通告するときも含めて、それより前には、一緒に事由について届出しなさいよという形でよろしいかなというふうにちょっと考えました。

○伊藤委員長 ありがとうございます。

ほかに御意見は。

平田委員。

○平田委員 影山さんに確認です。

そうすると、文言は、「通告の締切り前までに提出しておくこと」ということにすれば、通告期間でも、通告期間前でも、という解釈でいいということですか。

○伊藤委員長 影山委員。

○影山委員 そういうことです。

○平田委員 はい。

○伊藤委員長 柴田委員、どうでしょう。

柴田委員。

○柴田委員 通告期間前にというと幅が広過ぎるんじゃないかという意見もあるようですけれども、だったら、せめて自分が通告するときには予定は分かるのだから、通告時に同時に、あるいは、その以前に、くらいはしたほうがいいのじゃないですか、そのくらいは。通告のその当日、締め切ったときに申し出るというのも、そこまで譲歩してあげることはないのかなと。自己都合なので、できるだけ明らかにしたらどうかということです。

○伊藤委員長 一般質問通告時ということで、いかがでしょうか。

平田委員。

○平田委員 例えば、通告期間って2週間あるのですよね。そうすると、2週間の最初のほうに出したときに、その後、病院にどうしても行かなきゃいけない日があるということもあるから、それは通告と同時にしなきゃいけないと決めつけはなくてもいいかなと思います。だから、通告が2週間前に出して、3日後に、この日病院だったということを併せて、プラスして出す。最終的に言うと、通告締切り前までに、通告書と一緒にそれがそろってればいいということで、影山さんのおっしゃったことでいいと思います。

○伊藤委員長 柴田委員。

○柴田委員 平田委員、さっき病院なんかは、結構何か月も前から、随分前から予約も可能だし、そこら辺は分かっているはずだからということ発言されてましたよね。それと、今言っていることと、ちょっとまた違って来るかと思うのですけれども。

○伊藤委員長 平田委員。

○平田委員 全ての病気が何か月前から予約するものではなくて、通告書を出した翌日に骨折するかもしれませんよね。そうすると、この日は、ということが。何が発生するか分からないときに、細かく決めるよりも、いろいろな状況に対応できる決め方をしたほうがいいと思いますので、通告締切り時に、通告書と同時にそれが出ているということを条件にするというのが、一番全てを含むことになるんじゃないかなと思います。

○伊藤委員長 齊藤副委員長。

○齊藤委員 何か心配がある方がいたとしたときに、先に通告を出しちゃって、また後から予定が変更になるという可能性がもしあるのなら、私だったら、通告を締切日の直前に出すと思うのですね。なので、通告時にでいいんじゃないでしょうか。

○伊藤委員長 今、齊藤副委員長のほうから御意見がありましたが、もっともだと、そういう心配があるのであれば、ぎりぎりに出せばいいんじゃないかという。これで筋が通るんじゃないかと思うのですけれども、皆さん、いかがでしょうか。

局長。

○永井議会事務局長 実務的なところを踏まえて確認なのですけれども、今回、特別な事情がある場合は、議長の許可を得て入れ替えることができると。今の事前に言うておくということを入れるとすると、2度許可を得るというイメージでよろしいのでしょうか。

というのは、相手が決まらないうと、この日とこの日を入れ替えるというのはできなくなりますので、それは当然、相手が決まった段階での許可になりますけれども、今の事前エントリーというのは、事前にエントリーしておくということの許可。ですから、2回申請をするという受け止め方でよろしいのでしょうか。その確認を。

○伊藤委員長 平田委員。

○平田委員 先ほど齊藤委員が、そういうのは、具合が悪そうになる人は最後に出せばいいと言われるのですけれども、明日具合が悪くなるかどうかは、今日分かりますか。それを考えるとというのが一つ

と。それから、2回申請の許可が必要かというところは、何か用紙でも作っていただいて、こういう事情がありますということをご届けとして出してあげれば、そこではそれだけで。本当にそれを使うときに議長に許可を頂く形になるということで、議長は2回許可するのは煩雑じゃないかどうか、議長にお聞きしたいと思います。

○伊藤委員長 ちょっといいですか。

突発性の病気の場合は、これは対象にしておりませんので。予定で、例えば検査がいついつ入っているとか、いついつに薬を打たなきゃいけないとか、そういうふうにもう決まっている人を対象にして今進めていますので、突発的に具合が悪くなるかという話はまた別な話になりますので。ということで話を進めていただきたいと思います。

平田委員。

○平田委員 そうすると、そういう人は、一般質問を下ろしてもらえばいいということですかね。

○伊藤委員長 その議長に2回という部分なのですけれども、通告時に届出を出しておいて、それが適用になれば、もう一回出すしかない、それは別にしようがないと思います。出しておいて、適用にならない場合もある話なので、適用になった場合は、もう一度、誰と誰が入れ替わるかということをご報告しなきゃいけないという部分があると思うのですよ。

斉藤副委員長。

○斉藤委員 自分に当てはめていろいろ考えてみているのですけれども、もし自分がそういう立場だったとしたら、あらかじめ、そういう何か、もしかしたら替わってもらう可能性があるというふうに事前に分かっていることなので、その時点でまず議長に、こういう可能性があるので、通告を出すときに、もしかしたら替わるかもしれないと御相談というか申し出て、通告時にはっきり決まって、替えなきゃいけないということであれば、そのときに届出をきちんと出すと、そういうやり方じゃ駄目ですかね。

○伊藤委員長 私が想定しているのは、それなのですけれども。

徳本委員。

○徳本委員 事務局長が言ったとおり、2回でいいのだと思います。そのとおりに書いてあると思うのですよね。事前に申し出るのがいつかというので今意見が分かれていたけれども、3時までと書いてあるのは、くじ引きの後、誰と替わるかということをお言わないと、絶対に替えることはできないですから、ここは避けて通れないで、最低2回、替えることになる人は2回ということでもいいと思います。

○伊藤委員長 ほかに。

この変更部分、または、特別な事由がある場合に限り、一般質問通告時にあらかじめ議長へ届出をし、という、そういった文面でよろしいですか。

大丈夫ですか。皆さん、それでよろしいですか。

これで決定してよろしいですか。

〔「はい」と言う者あり〕

○伊藤委員長 それでは、ただいまありましたように、今読み上げましたとおり、一般質問通告時に

あらかじめ議長へ届出をし、許可を得た場合、議員間の入替えができることとする。なお、この場合も、期限の同日午後3時までとするということによろしいですね。

〔「はい」と言う者あり〕

○伊藤委員長 それでは、さよう決定し、議長のほうに報告させていただきます。また議長のほうからきつと全協等で報告が出されるというふうに思いますので、これで議題の1を終了いたします。

続きまして、議題の2、議事録の発言取り消し内容についてを議題とします。

この件についても、8月25日の議会運営委員会で、7月29日の議会運営委員会の発言に係る取り消しについて協議を行い、取り消しについて委員会として了承をし、その内容は、再構成を確認し決定することとしております。皆様には、再構成した議事録を配付しております。再構成について御意見がございましたら、発言をお願いいたします。

局長。

○永井議会事務局長 議論いただく前に、資料の訂正といえますか、補足でございます。

昨日送らせていただいた資料の補足資料というものが、訂正の箇所を列記したものになっています。これの最下段の「P38」の前が「？」となってしまうのですけれども、実はこれは文字化けでこうなってしまったということで、ここは疑問形という意味ではなくて、上の黒ポツをつけるつもりがこうなってしまったということでございますので、それだけ訂正とさせていただきます。よろしくをお願いします。

○伊藤委員長 議事録、お目通しいただきましたでしょうか。

〔「はい」と言う者あり〕

○伊藤委員長 一本線で消してある部分が、これは原本ですので、公開されるものについては、線だけが出て、その下の文字は消えるという形になります。

特に問題はないでしょうか。大丈夫ですか。

〔「はい」と言う者あり〕

○伊藤委員長 では、再構成の議事録をもって決定するというところで決定させていただきます。よろしいですね。

〔「はい」と言う者あり〕

○伊藤委員長 それでは、議事録について、議題の2はこれで終了といたします。

ちょっと休憩を挟みまして、総務課長をお願いして、次の議題の3に入りたいと思います。

休憩いたします。

-休憩 10時24分 再開10時30分-

○伊藤委員長 白井市議会の個人情報保護に関する条例についてを議題とします。

配付しております資料について、事務局より説明いただき、共通認識を持ちたいと考えております。

また、今回は、総務課長にも御出席いただいております。

事務局長、説明をお願いいたします。

局長。

○永井議会事務局長 それでは、私のほうから、個人情報保護条例の策定についての御説明をさせていただきますと思います。

今回、資料を3点送らせていただいております。ざっと、どういう資料かということを御説明させていただきますと、資料1につきましては、条例の概略等々をまとめて、検討事項を整理した資料となります。

○平田委員 すみません。資料のタイトル名を言ってもらっていいですか。

○永井議会事務局長 資料1、白井市議会個人情報保護に関する条例策定資料というファイル名で送らせていただいているものが資料1になります。これは、繰り返しになりますが、条例の概略ですとかを整理して、検討事項を整理した資料になります。

それから資料2、執行部における法施行条例策定に当たっての制約等という資料がございます。こちらにつきましては、直接議会ではないのですけれども、執行部が今、法律が変わって施行条例を制定を進めておりますけれども、それに当たっての制約がいろいろとございまして、それを参考にお示しした内容になっています。

それから資料3として、条例案・改正法・現行市条例との比較、A3判、20220913時点という資料になります。これはボリュームがたくさんになっておりまして、こちらについては、議長会から提示された条例案、それから現行の白井市個人情報保護条例、それから改正後の個人情報保護法の三つを比較した一覧表になっております。それぞれ一番右のところに、補足が必要なところは補足ということを示している内容となっております。

本日は、基本的には、資料1を中心にお話をさせていただきますと、資料2を補足的に使用させていただく予定でおります。資料3につきましては、できればまたお時間があるときに御確認いただきながら、確認をいただけたらというような形で考えております。

それでは、資料1をお開きいただきたいと思います。

こちらは先ほど申し上げたように、条例の概略、それから3者の比較というのは、条例案と現行の条例と法律なのですけれども、の概略を比較した概略。それから、検討を要する事項の整理ということをもとめた内容になっています。

まず1番目、議会個人情報保護条例とはということなのですけれども、ちょっと読み上げますと、議会における個人情報の適正な取扱いに関し、必要な事項を定め、議会が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める個人の権利を明らかにすることにより、議会の事務の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護するためのルールということで、これは市議会議長案、議長会案の目的のところから引用しております。要約しますと、どのような情報が個人情報になるのか、その個人情報をどう取り扱わなければならないのかということを示した内容となっております。

ただ、議会の場合は、その個人情報というのは、主には議員さんの情報となります。それを扱う職員というのは議会事務局の職員ということで、かなり利用の範囲としては限定的なところになるのか

などというふうには考えております。

2番目が白井市議会個人情報保護条例構成（案）についてということでございます。こちらについては、現在示されている中では一番精度が高いと思っております議長会の案を基に整理をしております。真ん中の表は、改正法のどの部分を条例化しているという部分を示した内容となっております。御覧いただきますと、一応、色で対比する部分は合わせてございます。主には、新個人情報保護法の五章、行政機関等の義務等という部分について条例化をしております。あとは、全体に関わってくる総則ですとか、罰則だとか、一部そちらから持ってきているものもございます。そういった内容となっております。

ちなみに、議長会から示されている案につきましては、この法律からのトレースをするに当たりまして、議会には不要と思われる箇所については、あらかじめ省いていただいているということで、また、足りない部分は補足されているというふうに受け止めております。

次に、章ごとにどんなことを決めているのかということの概略になります。本来ですと、条文を見ていただきながらとなりますけれども、条文は長いし、なかなか理解がしづらい部分もございまして、さらっと、こういうことが決められるのだということを端的にまとめてございます。

まず、第1章が総則となります。現在の案では1条から3条ということで、これは3条で成り立っています。規定の概要としましては、条例の目的、定義、議会の責務などについて規定しております。定義する用語としては、個人情報だとか、個人識別符号だとか、保有個人情報だとか、そういった内容のことを定義していくという項目になります。

それから次が、第2章、個人情報の取り扱いというものが、現状としては4条から16条の13条で構成されておまして、こちらの内容は、議会における個人情報の保有の制限、利用目的の明示、従事者の義務、利用及び提供の制限等について定める部分となります。

それから、第3章は個人情報ファイルということで、17条で、これは1条で成り立っています。内容としましては、議会が保有している特定の個人情報を容易に検索できるよう体系的に構成した個人情報ファイルの内容を記載した帳簿のうち、一定の内容、規模等を有するものを個人情報ファイル簿として作成・公表すること等について規定する部分になります。

次が4章になります。ここが少しボリュームがございまして、内容としましては、開示、訂正及び利用の停止等について定める部分になります。大きく言うと、現行の条例でも規定されている自己を本人とする個人情報の開示、訂正及び利用停止の権利、手続について規定しているものになります。

こちらについては、項目ごとに4節に分かれております。

1節としては、まず開示の部分になります。これは18条から30条で、13条をもって構成する、割とボリュームが多くなっています。議会が保有する自己の個人情報の開示を請求する権利、開示請求の手続、開示請求に対する措置、開示決定等の期限等について規定する部分になります。

次に、第2節、訂正になります。これは7条で構成されています。議会が保有する個人情報の内容が真実でないと思料する者からの訂正を請求する権利、訂正請求の手続、訂正請求に対する措置、訂正決定等の期限等について規定する部分になります。

次のページに参りまして、第3節、利用停止等、これは6条から成ります。議会が保有する個人情報について、この条例の規定に反して保有、提供されている場合に、利用の停止、消去等を請求する権利、利用停止請求の手續、利用停止等請求に対する措置、その期限等について規定する部分になります。

それから、第4節が審査請求ということで、これは3条から成っています。開示決定等、訂正決定等、利用停止等、様々な決定に対して、かかる請求への不作為に係る審査請求等の手續について規定をしているものになります。

次に、5章が雑則になります。これは未整理の保有個人情報に関する適用除外ですとか、開示請求等をしようとする者への情報提供、苦情処理、施行状況の公表等について規定をする部分になります。

最後に、6章が罰則になりまして、いろいろ法令違反した場合には罰則を規定するというところで規定する部分になります。

ざっくり言いますと、今回進めようとしている個人情報保護条例というのは、こういったものを規定していく条例ということで御理解いただければというふうに思っております。

次に、方向性の整理ということで、3番目になります。

過去、全協を含めて2回報告させていただいたりしている中で、進め方については前回決めていただいたところなのですが、①として、現制度を踏襲するもの、それから法改正により新たに加えられたもの及び基準が引き上げられているものなどは、議長会の条例案の内容を採用していくようにしていきたいというふうに考えています。

それから、2番目として、執行部が条例委任を受けて定める項目については、白井市としての統一を図っていく必要があるという観点から、執行部の考え方と合わせていく必要があるんじゃないかと考えております。

それから、現条例との差異、今の白井市の個人情報保護制度との差異については、これもやはり執行部と考え方をすり合わせながら進めていく必要があるのかなということで、整理の方向性として3点掲げさせていただきました。

これから、ざっくりとした内容の整理の部分について御説明するのですが、その前に、資料2を御覧いただきたいと思います。

制度が変わって、これから施行条例というのが各市でつくられるのですが、それに向けて、国のほうから示されている一定の制約ということでございます。

大きく分けると、改正法においては、一部の事項については地方自治体独自の規定が許容されているということで、これが資料の①、②というところになります。条例に規定されることが想定されるもの、あるいは、条例に規定が置かれることが許容されるものということです。

一方で、全国統一のルールにするという観点から、法の趣旨に反する独自のルールを認めない考えが示されておりまして、それが③の部分になります。重ねて申し上げますけれども、今回これは執行部側がつくるに当たっての制約ということで、議会については、法の適用が直接されていないという部分がほとんどなので、必ずしもこの考え方に拘束されるものではないのですけれども、制度として

のある程度の統一性ということ踏まえ、この辺も押さえておく必要があるのかなということで、資料のほうを提示させていただきました。

ちなみに、条例で規定されることが想定されるものというのは、ここで二つ挙げておまして、開示請求に対する手数料ですね。それから、行政機関匿名加工契約における手数料ということで挙げられています。この部分で、この後また御説明していきますけれども、議会としての対応というのを少し右のほうに整理しております。開示請求の手数料については、恐らくこちら側でも要検討の部分かなというふうに考えています。

それから、2番目のほうについては、議会でこういった情報を作成することがもう想定されないということから、ここは特に規定しなくてもいいのかなというふうに考えているところです。

それから、②の条例に規定が置かれることが許容されるものとしましては、条例要配慮個人情報の内容という項目、それから個人情報取扱事務登録簿の作成・公表に対する事項、開示等請求に対する不開示情報の範囲、開示請求等の手続、それから個人情報の適正な取扱いを確保するために専門的な知見に基づく意見を聞くことが認められるときの審議会等への諮問といったことが許容されている範囲になります。議会の対応として考えられることを右側のほうに整理はさせていただいたところがございます。

それから逆に、条例制定が許容されないものということで七つ挙げられています。一つ目は、個人情報の定義に死者に関する情報を含める規定。それから、今回の改正法の規律に加えて、要配慮個人情報又は条例要配慮個人情報の取得、利用、提供に制限を加える規定というのが許容されないということでされています。それから、個人情報の取得を本人から直接取得することに限定する規定も駄目。それから、オンライン結合に特別な制限を設ける規定も駄目と。目的外利用・提供を行う場合に類型的に審議会の諮問を要する旨の規定というのも駄目と。開示請求の手続について、改正法の規定よりも期間を延長する規定、それから個人情報取扱事業者等による個人情報の取扱いに関する独自規定というものがNGということで示されている状況でございます。この制度に当たっては、こういった制約がつけられているということを一応御説明させていただきました。

また資料1のほうにお戻りいただきたいと思えます。

4番の内容の整理ということで、章ごとに簡単に整理をしてみました。こちらの見方としては、表のほうで、一番左側が今回たたき台とします議長会がつくった条例案で、一番右端が現行の市条例、右から二つ目が改正個人情報保護法、それと比較した、こういったカテゴリーに該当するかということ左から二つ目のところに示させていただきました。また、こちらの表の中のオレンジ色っぽい色で着色させていただいた部分については、要検討項目かなというふうに考えて強調した部分になります。

まず、総則については、条例の目的ですとか定義ですとかを決めていく部分になります。ということで、1条については目的になります。今回、議長会のほうから、各議会に共通する最小限の目的ということで示されておりますが、これでいいかどうかということは、ここは議論いただいたほうがいいかなというふうに考えております。

それから、2条が定義。これについては、現行の踏襲プラス新たに加わったものが幾つかございます。例示しますと、仮名加工情報ですとか、匿名加工情報だとか、それから個人関連情報などが付け加わっております。

それから、第3条については、議会の責務ということでございます。これは現行の踏襲ということで、基本的には現行の踏襲、それから新たに加わったものについては、そのまま議長会案を採用するという方向で整理させていただけたらなというふうには思っています。

ここでは、目的について、どうかなということ、これでいいかどうかということをお議論いただくことになるのかなというふうには整理はさせていただきました。

続いて、第2章、これは個人情報の取扱いということになります。これも結構条数としては多いのですが、実際に個人情報をどういうふうに取り扱っていくかということの規定している項目になります。こちらについては、基本的には、現行の踏襲もあるのですが、新たに加わっていたり、規律が充実したりというような項目になっておりまして、余りこちらについては手を入れる部分が少ないのかなと考えておりまして、改正法、議長会の案をそのまま採用していく形になるのかなとは考えています。

この中で、現行の制度の中で、現行条例で9条2項というところにオンライン結合に係る決め事があるのですが、今度の新しい制度の中では、それがございません。その部分について、どう扱うかということが一つ議論になるのかなとは考えておりますけれども、現在、新制度の中では、このオンライン結合という概念がないようで、これについて特別な制約は、たしか制限が設けられていたというふうに思っております。ただ、議会に関して言うならば、議会で住民基本台帳だとか課税台帳だとかというようなシステムは入れておりませんので、余りここは、議会に関しては影響ないかなというふうには考えているところです。

次に、第3章が個人情報ファイルという項目になります。条数としては1条なのですが、ここは、規律の充実もございまして、検討を要する項目というふうには考えています。概要としては、個人情報ファイルの保有の状況に関する帳簿の作成・公表をやる部分です。この中で、公表をする場合の個人情報ファイルの本人の数というのがありまして、現在の法律、それから政令で定められている部分は、1,000人以上のファイルについては公表していくというふうなことになっています。これについては、現行の中では議長が定める数ということになっておりますので、ここを何人にするかというところが一つ議論になるのかなというふうには考えているところです。ちなみに、例えば1,000人ということにするにしても、これは条例そのものではなくて、条例を運営していく中でつくる、これとは別に、執行部で言うと、規則というふうに言うと分かりやすいと思うのですが、議会は規則の制定権がかなり限定的なので、つくれないということで、規程という言い方になりますけれども、それで補完していくということで、そういう立てつけにしておりまして、この人数はその規程で決めていく形にはなるのですが、制度設計の考え方としては、やはり決めておく必要があるのかなというふうには考えているところです。

それから、ほかの要協議というところなのですが、1,000人以上の部分が公表の対象というこ

となのですが、現在の市の制度の中では、個人情報を取り扱う事務というものがあります。その中で今、情報については管理しております、1,000人以下について余り決め事がないと、その部分があやふやになってしまう懸念がございますので、今の制度を少し残していく必要があるのかなのかというところを少し議論いただけたらというふうに考えています。

第3章では、そのあたりが少し論点になるのかなというふうに整理はさせていただきました。

次に、第4章、開示、訂正、利用停止の項目です。これは、開示した個人情報が誤っているといった方からのいろいろな諸手続ということに。ごめんなさい。開示は違いますね。誤っているかどうかではなくて、自分の情報を開示してほしい。それ以降は、内容などが違っていたりした場合には、こういう手続ということになります。こちらについても、ほぼほぼ現行の踏襲だったり、新たに加わったりということになっております。

ここで検討を要する部分につきましては、一つは25条、26条というあたりで、開示決定の期限を短縮するかどうか。というのは、現行の市の制度では15日以内ということではしているのですが、今度、法律のほうでは30日となっております、そこに開きがございます。そこをどこに合わせていくのかということが一つ議論になるかなというふうには考えています。

それから、30条の部分になりますけれども、費用負担ということで、ここでは手数料の額ということにしています。ただ、現行の制度の中では、現行は手数料は無料なのですが、例えばコピー代とかは頂いているのですけれども、その部分をどうするかという部分。現行の案の中には入っていないので、ここも要協議かなというふうには考えています。

それから、これは45条のところになるのかな。審査会への諮問の件ということでありまして。議長が行った行政処分の審査請求等に関する対応ということで、基本的にはどういう形で諮問していく、どこに諮問していくかということが議論になるのですが、議会で諮問機関というのは設けられませんので、現在あります、市がつくっております個人情報、それから情報公開するものを審査会に諮問をするというような形にするのがいいのかなとは考えているのですが、そのあたりについても、どういう形をとるかということをお検討いただきたいというふうに考えています。

ここでは、期間の問題、それから手数料等々金額の費用の問題、それから諮問の関係ということで整理させていただきました。

それから、雑則、5章になりますけれども、これは書いてあるような内容になっておりまして、基本的には現行踏襲や新たに加わっているものということなので、そのまま踏襲していく形に考えております。

それから、罰則についても、これも現行の踏襲ということになっております。

ここで1点あるのですが、57条に過料という部分の罰則がございます。現在の改正法では、この項目での違反については、10万円以下ということで法律上なっているのですが、地方自治法で定められています条例で定める過料の上限が5万円ということになっておりますので、ここはちょっと法律と合わないのですけれども、これは制度の限界ということで、そういうことで御了承いただきたいということでの内容となっております。

次に、今の制度にあって新制度に全くないものというのが8項目、7番のところにあります。事業者の責務というところから、34条の国及び他の機関との協力ということでございまして、これについて、その下のほうで少し整理をさせていただいております。

4条の事業者の責務については、民間事業者に対してということで、法律第4章で規律されるということで、ほか、この議会のほうで動かなくても大丈夫かなというふうに考えています。

それから、5条の市民の責務ということは、これは今現在、規定がございませんので、ここをどうするかということは一つ議論になろうかと思えます。

次のページに行きまして、21条については開示請求の特例ということで、現行、口頭でもできるという部分の制度がございまして。ここは、新たな制度では規定はないのですけれども、実態としてはそれに相応する制度があるので、それでフォローできるかなというふうな整理をさせていただいております。

それから、30条から34条については事業者への指導項目ということになりますので、こちらについては、議会のほうではタッチしなくてもいいのかなというふうに考えておまして、そう考えますと、今の条例にはあるけれども新制度にはないという部分のほぼほとんどは、特に影響がないかなというふうに整理をさせていただきました。

最後に、検討事項の確認と論点ということで、今お話をさせていただいた内容をちょっと整理させていただきまして、八つの項目にまとめさせていただきました。

まず1点目については、目的について、議長会の案でよいかについて御議論いただく必要があるかなというふうに考えています。

それから、2項目めとして、現行の条例ではありますオンライン結合について、設けられなくなっていますけれども、それはそれで大丈夫ですよねというところの確認といえますか。

それから、3番目として、公表する場合の個人情報の本人の数というのは、政令と合わせて1,000人でいいかというところの確認。

それから、4番目として、開示請求等に関わる期間の短縮をするかしないか。

それから、開示請求に関する費用、それから実費の部分はどうするか。

それから、諮問機関について、どこにどういうふうに諮問をするかということの整理。

それから、7番目として、条例で罰則の過料の部分が、これはしようがないですよねというところの確認。

それから、最後、現条例にあって改正法にない市民の責務を規定するか否かについてというあたりが論点になるかなというふうに整理をさせていただいたところです。

説明は以上になります。

○伊藤委員長 以上で説明が終わりました。

補足説明を求めたい方はおりますかということなのですが、これ、初めてのことで、きっと分からない部分もかなり多いと思います。ここで一旦協議会に切り替えまして、議事録に載らない部分で、事務局長、総務課長といらっしゃいますので、ざっくばらんに分からないことを質疑したいと

思いますので、協議会のほうにさせてもらってよろしいでしょうか。

〔「はい」と言う者あり〕

○伊藤委員長 それでは、これからちょっと協議会にいたします。

－休憩 11時02分 再開 11時43分－

○伊藤委員長 それでは、会議を再開いたします。

ただいま局長のほうから説明がありました個人情報保護に関する条例については、次回に決めなければいけないことを決めていきたいと思いますので、皆様、検討をしてきていただきたいというふうに思います。

それでは、議題3については、これでよろしいでしょうか。

〔「はい」と言う者あり〕

○伊藤委員長 それでは、議題の4、その他についてを議題とします。

委員の皆様から何かございますでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

○伊藤委員長 次に、議長のほうから何かございますでしょうか。

○岩田議長 ございません。

○伊藤委員長 事務局からは。

○永井議会事務局長 ございません。

○伊藤委員長 ないようですので、以上で本日の議題は全部終了いたしました。よって、議会運営委員会を閉会いたします。慎重なる御審議を賜りまして、誠にありがとうございました。終了いたします。

以上、会議の顛末を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

令和 4年11月11日

議会運営委員長 伊藤 仁